改正後	改正前
（つり足場の点検） **第五百六十八条**　事業者は、つり足場における作業を行うときは、点検者を指名して、その日の作業を開始する前に、前条第二項第一号から第五号まで、第七号及び第九号に掲げる事項について点検させ、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。 （足場についての措置） **第六百五十五条**　注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に、足場を使用させるときは、当該足場について、次の措置を講じなければならない。 一　（略） 二　強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後においては、点検者を指名して、足場における作業を開始する前に、次の事項について点検させ、危険のおそれがあるときは、速やかに修理すること。 イ～リ　（略） 三　（略） 2　注文者は、前項第二号の点検を行つたときは、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならない。 一　当該点検の結果及び点検者の氏名 二　（略）	（つり足場の点検） **第五百六十八条**　事業者は、つり足場における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、前条第二項第一号から第五号まで、第七号及び第九号に掲げる事項について、点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。 （足場についての措置） **第六百五十五条**　注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に、足場を使用させるときは、当該足場について、次の措置を講じなければならない。 一　（略） 二　強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後においては、足場における作業を開始する前に、次の事項について点検し、危険のおそれがあるときは、速やかに修理すること。 イ～リ　（略） 三　（略） 2　注文者は、前項第二号の点検を行つたときは、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならない。 一　当該点検の結果 二　（略）
（法第十六条第四項の国土交通省令で定める者） **第八条**　法第十六条第四項の国土交通省令で定める者は、次に掲げるものとする。 一・二　（略） 三　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する精神障害者（前号に掲げる者を除く。） 四　（略）	（法第十六条第四項の国土交通省令で定める者） **第八条**　法第十六条第四項の国土交通省令で定める者は、次に掲げるものとする。 一・二　（略） 三　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第五条に規定する精神障害者（前号に掲げる者を除く。） 四　（略）

附　則

この省令は、令和五年十月一日から施行する。ただし、第五百六十一条の次に一条を加える改正規定は、令和六年四月一日から施行する。

○国土交通省令第九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）の一部の施行に伴い、公営住宅法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月十四日　　国土交通大臣　斉藤　鉄夫

公営住宅法施行規則の一部を改正する省令

公営住宅法施行規則（昭和二十六年建設省令第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

附　則

この省令は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。